

令和3年度 第1回

香美市権利擁護連携協議会

日時 : 令和4年1月28日(金) 10:00

場所 : 香美市役所本庁舎3階会議室2

日 程

1 会長あいさつ

2 新委員自己紹介

3 報告

報告 1 成年後見市長申立ての状況について

報告 2 成年後見制度の利用促進体制整備の経過について

報告 3 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

4 議題

議題 1 香美市権利擁護連携協議会設置要綱の改正について

議題 2 成年後見制度利用促進検討部会の設置について

5 その他

6 副会長あいさつ

1 会長あいさつ

2 新委員自己紹介

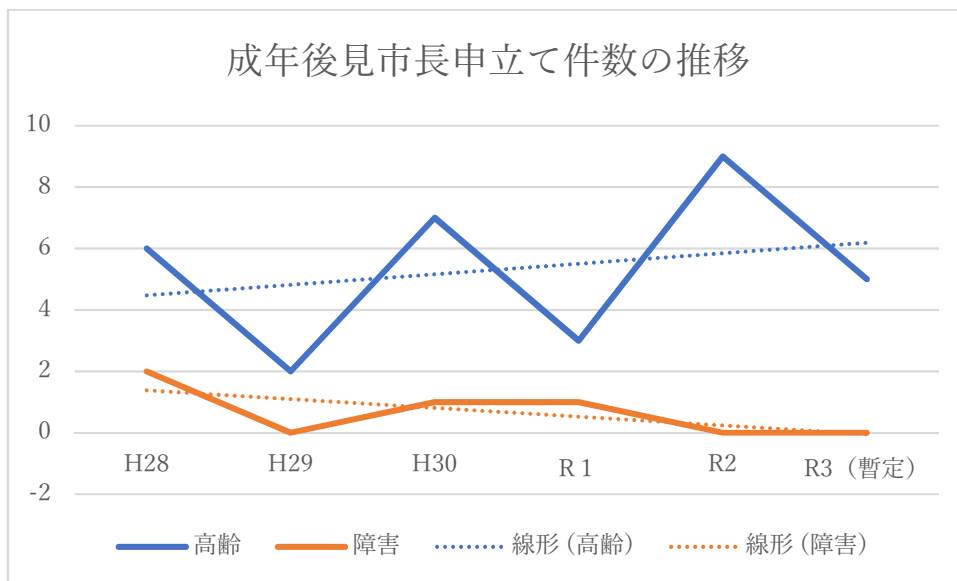
3 報告

報告1 成年後見市長申立ての状況について

成年後見市長申立ての状況は、下表1-1のとおりで、高齢者については微増傾向にありますが、障害者についての利用は、年間1件程度の状況です。

表1-1

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3(暫定)
高齢	6人	2人	7人	3人	9人	5人
障害	2人	0人	1人	1人	0人	0人



報告2 成年後見制度の利用促進体制整備の経過について

(1) 経過

令和3年

- 2月18日 令和2年度権利擁護担当者意見交換会へ参加
- 9月2日 福祉事務所、健康介護支援課での協議
- 10月21日 福祉事務所、健康介護支援課での協議
- 11月2日 成年後見利用促進セミナーへ参加
- 11月5日 福祉事務所、健康介護支援課での協議
- 11月9日 香美市、香美市社会福祉協議会での協議
- 11月26日 専門職である弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士との協議

(2) 協議結果

本市の目指す中核機関（権利擁護センター）の在り方の概要が整理できました。

今後は、予算や各機能における個別の取組について、本会の議案2として提案しています「成年後見制度利用促進検討部会」にて協議を進めていく予定です。

(3) 進捗状況スケジュール案

中核機関を設置するまでのスケジュールは、以下のとおりです。

下線部は、前回からの変更箇所です。

①中核機関（権利擁護センター）に係る専門部会の実施（達成目標年度：令和4年度中）

ア 中核機関、権利擁護センターの役割についての理解

イ 香美市の現状の把握、課題整理、地域資源のアセスメント

ウ 本市における中核機関、権利擁護センターの運営体制（設置場所、人員体制、予算など）の検討

②成年後見制度利用促進基本計画作成（達成目標年度：令和4年度中）

成年後見制度利用促進体制整備推進事業（国1/2、市町村1/2）を活用しての計画策定

③中核機関（権利擁護センター）の設置（体制目標年度：令和5年度中）

成年後見制度普及啓発事業（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）の活用

報告3 高齢者・障害者虐待通報・認定状況について

高齢者虐待通報・認定状況の推移は、下表2-1のとおりで養護者からの虐待に関する通告が多く、平成30年度からは、通告件数、認定件数ともに横ばいの状態が続いています。

令和2年度に通告のあった事案についての詳細は、別添資料2、3のとおり。

表2-1

区分	類型	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		通告	認定	通告	認定	通告	認定	通告	認定
高齢	養護者	2	1	12	3	10	1	8	2
	施設職員	0	0	3	2	0	0	0	0
	そのほか	0		0		0		5	
障害	養護者	1	0	4	1	5	0	2	0
	施設職員	0	0	1	0	0	0	2	0
	使用者	0	0	0	0	0	0	0	0
	そのほか	0		0		2		1	

4 議題

議題1 香美市権利擁護連携協議会設置要綱の改正について

(1)改正内容

香美市権利擁護連携協議会設置要綱(令和2年告示第128号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削る。

第6条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

(2)改正理由

これまで、本会の委員は、地方自治法第138条の4第3項に規定されている附属機関(以下、「附属機関」という。)に属する委員として取扱ってきました。そのため、地方公務員法第3条第3項第2号の「特別職」として、地方自治法第203条の2第1項により「報酬」を支給してきました。

しかし、令和4年度に向けての「附属機関の整理」にあたり、本会は、附属機関ではなく、私的諮問機関に位置づけされることとなりました。

そのため、報酬に係る条文を削除するものです。

併せて、報償費の支払いについては、従前の報酬及び費用弁償の支払い基準と合わせることとなったため、報酬に関する条文も削除するものです。

議題2 成年後見制度利用促進検討部会の設置について

報告1のとおり、中核機関の設置に向けての検討及び中核機関設置後の中核機関の活動方針並びに地域課題への対策について検討するために、香美市権利擁護連携協議会設置要綱第6条第1項に基づく専門部会として、「成年後見制度利用推進検討部会」を次のとおり設置することについて議決を求める。

(1) 設置目的

今後設置予定の中核機関の活動方針及び本市における成年後見制度の利用を促進するために必要となる施策について検討する。

(2) 構成員

(ア) 社会福祉協議会

(イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に規定する相談事業の受託事業所

(ウ) 健康介護支援課

(エ) 福祉事務所

(オ) 香美市権利擁護連携協議会委員

※ 弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士といった専門職については、都度、必要に応じてオブザーバーとして参加を要請する。

(3) 設置規定

別紙資料5のとおり。

香美市権利擁護連携協議会委員名簿

	所属	役職	氏名
1	高知地方法務局香美支局	支局長	佐藤典明
2	高知公共職業安定所香美出張所	所長	原幸司
3	高知県中央東福祉保健所	所長	竹崎恵彦
4	高知県南国警察署 生活安全課	課長	松原理幸
5	香美市消防署	署長	公文徹朗
6	香美市役所 福祉事務所	所長	中山泰仁
7	香美市役所 健康介護支援課	課長	宗石こずゑ
8	同仁病院	院長	山下元司
9	香美香南老人ホーム組合 白寿荘	施設長	小松謙介
10	居宅介護支援事業所 いろは	管理者	田村美和子
11	かがみの育成園	支援課長	中山智博
12	香美市社会福祉協議会	会長	弘末俊郎
13	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中博通
14	香美市障害者自立支援協議会	会長	秋友英稔
15	司法書士		宮下陽介

R2年9月1日時点

○香美市権利擁護連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)第16条、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)第35条及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第17条の規定に基づき、養護者による高齢者又は障害者への虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者又は障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援を適切に実施すること並びに高齢者又は障害者の成年後見制度の利用促進、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的、かつ、円滑に行うため香美市権利擁護連携協議会(以下「連携協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項について検討、協議する。

- (1) 香美市権利擁護センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 高齢者及び障害者虐待の早期発見や未然防止対策等防止対策に係る具体的な施策
- (3) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関する啓発活動
- (4) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消全般についての情報交換
- (5) 高齢者及び障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る民間団体及び公的機関等の相互連携体制の整備
- (6) その他高齢者及び障害者に関する虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に関し必要な事項

(構成)

第3条 連携協議会は、別表に掲げる団体、機関等(以下「関係機関」という。)の代表者等(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 委員は、20名以内とする。

3 委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 連携協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、連携協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代表する。

(会議)

第5条 連携協議会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 連携協議会は、委員の過半数の出席をもって開催することができる。
- 3 会長が必要と認めるときは、連携協議会に委員以外の者を出席させ、又は委員以外の者に意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決権を有さないこととする。
- 4 前項に定める委員以外の者への報償金額は、1回につき5,000円とする。

(専門部会)

第6条 連携協議会に、社会基盤の整備を図るための地域課題の発見・把握及び地域づくり・資源開発を検討する専門部会を置く。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 前項に定める委員以外の者への報償金額は、1回につき5,000円とする。
- 7 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(個別ケース会議)

第7条 連携協議会に、個別事例の検討を行うための個別ケース会議を置く。

- 2 個別ケース会議は、高齢者又は障害者に係る虐待防止及び成年後見制度の利用促進並びに障害者差別解消に係る次に掲げる事項について検討する。
 - (1) 個別事案の状況把握及び問題点の確認
 - (2) 個別事案における援助内容及び援助方針の決定
 - (3) 個別事案における関係機関の役割分担の確認
 - (4) その他個別事案の解決に関し必要な事項
- 3 個別ケース会議は、高齢者にあつては健康介護支援課長が、障害者にあつては福祉事務所長が召集し、事例に応じて召集する関係機関を選定する。

(個人情報の保護)

第8条 委員及び協議会の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、香美市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例(平成18年香美市条例第50条)のその他委員の規定を準用する。

(事務局)

第10条 連携協議会の運営上必要な事務は、福祉事務所及び健康介護支援課において処理する。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、連携協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

高知地方法務局香美支局
高知公共職業安定所香美出張所
高知県中央東福祉保健所
高知県南国警察署
香美市消防署
福祉事務所
健康介護支援課
香美郡医師会
介護保険施設
介護保険サービス事業所
福祉施設
香美市社会福祉協議会
民生児童委員協議会
香美市障害者自立支援協議会
識見を有する者(法律関係、困難ケースに詳しい者など)
その他市長が指定するもの

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。